

アルバイトを始める前に知っておきたいポイント

大学生になったらアルバイトをしてみたい！と思っている方は、多いのではないのでしょうか。アルバイトをすると、収入を得られますし、いろいろな社会経験を積むことができます。職種によっては、専門的な知識や技能を身につけられる場合もあり、自分自身の成長につながる経験にもなって、メリットも大きいですね。しかし、アルバイト先で、賃金や労働環境など、様々なトラブルに遭遇してしまうことも少なくありません。また、アルバイトに没頭しすぎて大学を休みがちになったり、休みたい時にバイトを休ませてもらえなかったり・・・大学生活に支障をきたしてしまうこともあります。

限られた学生生活を有意義なものにするためにも、アルバイトを始める前に、知っておきたいポイントについてお伝えします。

1. アルバイトを始める前に、労働条件を確認しよう。

働き始めてから、「最初に聞いていた話と違っていた」ということにならないよう、アルバイトを始める前に、必ず、労働条件を確認しましょう。



2. アルバイトでも「労働基準法」が適用されます。

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、労働基準法が適用されます。労働基準法では、会社などの「使用者」は、労働契約を結ぶ際に、労働者に労働条件を明確に示すよう義務付けています。特に、次の6項目は、「契約書」などの書面を労働者に渡して、示すことになっています。

- ①契約はいつまでか（契約期間）
- ②契約の更新についてのきまり（更新があるかどうか、更新する場合の判断の仕方など）
- ③どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、内容）
- ④勤務時間や休みはどうなっているのか（残業の有無、休憩時間、休日・休暇）
- ⑤アルバイト代はどのように支払われるのか（計算と支払の方法、支払日）
- ⑥辞めるときのきまり（退職に関すること）



3. アルバイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われます。 また、都道府県別に、「最低賃金」が定められています。

アルバイト代は、①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定の期日に、支払われるルールとなっています。アルバイト代が支払われない、現金以外の方法（現物支給など）で支払われた、賃金の支払いが遅れているなどのトラブルがあった場合には、労働基準監督署に相談しましょう。

また、都道府県別に「最低賃金」が定められています。毎年審議が行われ、金額に変動がありますので、必ずチェックしましょう。（ちなみに、平成27年度東京都の最低賃金は、907円/時間です。平成26年度は888円/時間でした。）

4. アルバイトでも残業手当があります。

労働基準法では、1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内と定めています。アルバイトであっても、会社がとても忙しい時期には、残業（時間外労働）を頼まれることがあるかもしれません。その場合には、無理のない判断をし、帰宅が遅くなることで帰り道での安全面に不安があったり、別の予定がある場合には、無理をせずに断りましょう。もし、残業を引き受ける場合には、その分の賃金が支払われているか確認し、万が一、支払われていなかった場合には、雇い主に申し出ましょう。





5. アルバイトでも、一定の条件を満たせば、有給休暇を取得できます。

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金を支払ってもらえることができる休暇のことです。次の条件を満たす場合、年次有給休暇を取得することができます。

- ①週1日以上または年間48日以上勤務する
- ②雇われた日から6カ月以上継続勤務している
- ③決められた労働の8割以上出勤している

さらに、学生である皆さんは、有給休暇の有無にかかわらず、レポートや試験の準備、授業、体調管理などのために休みをとる必要が生じると思います。アルバイトを始める前に、休みを取りたい時には、どのようにしたら休みを取らせてもらえるのか、連絡方法などのルールについて確認しておきましょう。

6. アルバイトでも、仕事中のケガは労災保険が使えます。

1日だけなど短期間のアルバイトも含めて、仕事中のケガの治療は労災保険を使うことができます。仕事だけでなく、通勤途中のケガも労災保険の対象です。ただし、通勤経路から外れて、寄り道をした際に事故に遭った場合は、通勤途中とは言えず、労災保険の対象にはなりません。仕事中心または通勤中のケガで、治療が必要になった場合には、アルバイト先の担当者に相談の上、病院にかかりましょう。

7. アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません。 アルバイトを辞めたい時には、はっきり意思表示を。

使用者（会社）からの申し出によって一方的に労働契約を終了させることを「解雇」といいますが、使用者がいつでも自由に解雇できるわけではありません。使用者（会社）は、就業規則に労働者を解雇できる場合を記載しておかなければならないことになっています。そして、合理的な理由があっても、解雇する時は、使用者は少なくとも30日前に解雇の予告を労働者に対してする必要があります。

また、退職したい時には、自分の意思をはっきりと伝えましょう。アルバイトを始める時に、退職する際のルール（辞める1か月以上前には申し出る等）を確認しておくことも大切です。

8. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントがあれば相談を。

セクシュアルハラスメントとは、不快に感じられる性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触などのことを言います。また、パワーハラスメントとは、業務上の範囲を超える作業の強制、過大な要求、侮辱的な言動などを言います。このようなことがあった場合には、可能であれば、はっきりと、不快であること、困っていること、応じられないこと、などの意思表示をしましょう。それが難しい場合や意思表示をしても状況が改善されない場合には、身近な別の社員に相談したり、社内の相談窓口、労働基準監督署の相談窓口などを利用しましょう。学生相談室でもお話をうかがい、対応策について一緒に考えることができます。セクハラ・パワハラとはどのようなものかについて、もう少し詳しく知りたい時にも、どうぞ学生相談室にいらしてください。

アルバイトをする時には、使用者〈会社〉側の求めに応じるだけでなく、自分の考えや希望を明確に伝えることも大切です。残業を断りたい時、休みをとりたい時、契約内容と違う仕事を頼まれて困った時、就業規則と実態が違っている時は、遠慮せずに、質問をしたり、明確に自分の考えや希望を伝えましょう。

大学生活と両立していくには、体調管理も重要です。大学生活に支障がでないよう、体調がすぐれない時には無理せず、早めに休ませてもらったり、無理のない計画を立てましょう。

アルバイトのことで困り事があれば、学内では、学生生活課や学生相談室で相談できます。また、学外では労働基準監督署の総合労働相談も利用できます。どこに相談したらよいかわからない時には、まずは学生相談室にいらしてください。カウンセラーとともに、よい解決方法を考えましょう。

【参考資料】

厚生労働省ホームページ「確かめよう労働条件—アルバイトをする前に知っておきたいポイント」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/index.html>



（カウンセラー 原 祐子）